

令和 8(2026)年度
二国間交流事業 共同研究・セミナー
事務取扱の手引 Appendix.
国(対応機関)・事業別概要
〈Version 2026.2〉

- 各事業を実施する前に、それぞれの事業に対応する表を確認の上、
使用可能な経費や注意事項を確認してください。

目次

【国名】対応機関正式名称・和文(英文:対応機関名略称).....	1
【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority:STDF).....	2
【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation:NRF).....	3
【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh:UGC).....	4
【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS).....	5
【中国】中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Sciences: CASS).....	6
【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC).....	7
【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology: DST).....	9
【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR).....	11
【インドネシア】インドネシア国家研究イノベーション庁 (National Research and Innovation Agency of the Republic of Indonesia: BRIN).....	12
【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST).....	13
【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF).....	14
【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore: NUS).....	15
【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT).....	16
【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye: TÜBİTAK).....	17
【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST).....	18
【ブラジル】サンパウロ州研究財団 (São Paulo Research Foundation: FAPESP).....	20
【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ).....	21
【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF).....	22
【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS: F.R.S.-FNRS).....	23
【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation - Flanders: FWO).....	24
【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS).....	25
【フィンランド】フィンランド研究評議会(Research Council of Finland: RCF).....	26
【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale: Inserm).....	27
【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs - Ministry of Higher Education and Research: MEAE-MESR).....	28
【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD).....	29
【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: DFG).....	30
【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー (Hungarian Academy of Sciences: MTA).....	31
【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy: CNR).....	32
【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL).....	33
【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAS).....	34
【スロベニア】高等教育科学イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science and Innovation: MESI).....	36
【スペイン】スペイン科学研究高等会議 (Spanish National Research Council: CSIC).....	37
【英国】王立協会 (The Royal Society).....	38
【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー (OP).....	39

<表の見方>

【国名】対応機関正式名称・和文(英文:対応機関名略称)

日本側と相手国側の経費分担方法

(委託費で日本側の経費を全て負担できる場合と、相手国側と経費を分担する場合、等がありますので、下記の詳細と併せてご確認ください。)

		共同研究		セミナー		
				相手国開催	日本開催	
事業名称		事業名称(和文)(英文)				
実施期間 (セミナーは本会合)		全実施期間		本会合の実施期間		
		採用初年度の開始可能日		本会合の開催可能日		
参加者の渡航受入条件		下記事業は、年間の渡航・受入日数に制限があります。 インド DST、フランス Inserm、ポーランド PAN				
第三国からの参加者		原則として、参加は認められません。		若干名の参加は可能ですが、委託費で経費を負担することはできません。なお、中国 CAS、中国 NSFC は参加可能な人数の上限が定められています。		
振興会から支給する委託費	総額		委託費総額の上限度			
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	委託費で負担可能な外国旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復航空運賃」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。		—
			国内旅費	委託費で負担可能な国内旅費(交通費、日当、宿泊費等)		
	相手国側参加者等		委託費で負担可能な相手国側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復航空運賃」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。	—	※共同研究と同じ	
	留意事項	会議費(セミナー)		—	日本で準備会・整理会の実施が可能です。	委託費に本会合の開催経費が含まれます。 日本で準備会・整理会の実施が可能です。
		海外旅行傷害保険		当該欄に記載がある場合のみ、委託費での負担が可能です。		
相手国側から日本側参加者等に対する支給経費		相手国側対応機関が負担する日本側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。				
備考						

※表中のハイフン(—)は、募集対象外、あるいは、振興会支給経費の対象外であることを意味します。
※会計年度は国によって日本と異なる場合があります。

【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority: STDF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				エジプト開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とエジプト科学技術イノベーション基金との二国間交流事業 (共同研究・セミナー) Japan-Egypt Research Cooperative Program between JSPS and STDF						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度8月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度6月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度6月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。	総額の上限額は150万円。		総額の上限額は150万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等		
	相手国側参加者等		-		-		-	
	留意事項	会議費(セミナー)		-		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はSTDFが負担。	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-	
STDFから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-		
備考		<p>・エジプト側代表者は採用決定後に別途エジプト関連省庁における諸手続きを行う必要があります。諸手続きの完了がSTDFからの経費支援の条件になります。</p> <p>【R6 採用分まで】</p> <p>・エジプト側の支給額は、共同研究は1件あたり年間145,000エジプトポンド以内です。また、セミナーは1件あたり85,000エジプトポンド以内です。</p> <p>【R7 採用分から】</p> <p>・エジプト側の支給額は、共同研究は1件あたり年間750,000エジプトポンド以内です。また、セミナーは1件あたり450,000エジプトポンド以内です。</p>						

【南アフリカ】国立研究財団（National Research Foundation: NRF）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				南アフリカ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団との二国間交流事業（共同研究） Japan-NRF Joint Research Program							
実施期間 （セミナーは本会合）		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	留意事項	会議費（セミナー）		—		—		—	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNRFが負担。		—		—			
NRFから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 南アフリカ側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ランド以内です。 【R7 採用分まで】 ・ 南アフリカ側の共同研究期間は採用年の3月～採用翌年の12月です。 【R8 採用分から】 ・ 南アフリカ側の共同研究期間は採用年の4月～採用翌年の12月です。 							

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh:UGC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				バングラデシュ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業(共同研究) JSPS-UGC Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	留意事項	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
		会議費 (セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
UGCから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		—		—			
備考		・バングラデシュ側の支給額は、1件あたり、全実施期間が1年間の場合は11,765アメリカドル、2年間以内の場合は23,529アメリカドル以内です。							

【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-CAS Joint Research Program/Joint Seminar							
実施期間 (セミナーは本会合)		3年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 450万円。		総額の上限額は 120万 円。		総額の上限額は 120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		相手国目的地までの往復 航空運賃等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はCASが 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はCASが 負担。	
CASから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		—			
備考		・中国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり150,000円以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で450,000円。また、セミナーは1件あたり100,000円以内です。							

【中国】中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Sciences: CASS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国社会科学院との二国間交流事業(共同研究) JSPS-CASS Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年9ヶ月以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は150万円、2年間以内の場合は300万円、2年9ヶ月以内の場合は450万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はCASSが負担。		—		—	
CASSから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—			
備考									

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

【R7 採用分まで】

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				中国開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC						
実施期間 (セミナーは本会合)		2年9ヶ月		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		
振興会から支給する委託費	総額		【R6 採用分まで】 各年度 150 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 450 万円。 【R7 採用分から】 各年度 120 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 360 万円。		総額の上限額は 120 万 円。		総額の上限額は 120 万 円。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		—		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等	
	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NSFC が負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NSFC が負担。	
NSFC から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—		
備考		・中国側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で200,000元以内。また、セミナーは1件あたり60,000~120,000元以内です(セミナーの規模や必要費用に応じて、200,000元を上限として増額される可能性があります。)						

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

【R8 採用分から】

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年9ヶ月		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で360万円。		総額の上限額は120万 円。		総額の上限額は120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中 の交通費、日当、宿泊料 等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)		
	留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
NSFCから日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		・中国側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で150,000元以内。また、セミナーは1件あたり150,000元以内です。							

【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology: DST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				インド開催		日本開催			
事業名称		日印自然科学協力事業 Japan-India Cooperative Scientific Programme between JSPS and DST							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度6月1日 から翌年3月31日 までの間	開催 可能日	採用年度6月1日 から翌年3月31日 までの間	開催 可能日	採用年度6月1日 から翌年3月31日 までの間		
参加者の渡航受入条件		DSTでは年度あたりの渡航回数・人数を制限しています。詳細はインド側代表者からDSTに確認してください。							
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度100万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は100万円、2年間以内の場合は200万円。		総額の上限額は150万円。		総額の上限額は150万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	・相手国目的地までの往復航空運賃 ・インド国内の都市間の移動に関する航空運賃		相手国目的地までの往復航空運賃		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等 ※日本国内の都市間の移動に関する航空運賃は支給しない		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はDSTが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はDSTが負担。	
DSTから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等 ※インド国内の都市間の移動に関する航空運賃は支給しない (備考欄もご確認ください)		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等(備考欄もご確認ください)		—			
備考		・インド側の共同研究の開始日は採用年度の6月1日から3月31日の間となり、実施期間は24か月以内となります。 ・インド側代表者は採用決定後、予算承認のための書類をDSTに提出することになっています。この予算承認を受けた課題からインド側の事業が開始可能となります。よって、インド側の開始時期は課題により異なりますのでご注意ください。							

	<ul style="list-style-type: none">・ インド側参加者が来日する際は、利用できる航空会社に制限が設けられている場合がありますのでご注意ください。また、日本側参加者等がインドに渡航する場合、DST から受給できる費用に制限がありますので、詳細はインド側代表者から DST に確認してください。・ DST の経費は以下のものに使用できます。<ul style="list-style-type: none">- インド側研究者・・・日本・インド間の航空運賃(インドの所属機関を起点とした国内航空運賃を含む。)- 日本側研究者・・・インド滞在中の交通費、日当、宿泊料等。ただし、インド国内の都市間の移動に関する航空運賃は含まない。
--	--

【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				インド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とインド社会科学研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-ICSSR Joint Research Program/Joint Seminar							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 120万円、2年間以内の場 合は240万円。		総額の上限額は120万 円。		総額の上限額は120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		相手国目的地までの往復 航空運賃等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はICSSR が負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はICSSR が負担。	
ICSSRから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		—			
備考		・インド側の支給額は、1件・各年度あたり700,000インドルピー以内です。また、セミナーは1件あたり700,000インドルピー以内です。							

【インドネシア】インドネシア国家研究イノベーション庁 (National Research and Innovation Agency of the Republic of Indonesia: BRIN)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				インドネシア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とインドネシア国家研究イノベーション庁との 二国間交流事業(共同研究) Japan-Indonesia Research Cooperative Program between JSPS and BRIN							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は BRIN が負担		-		-	
BRIN から日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア側代表者は、人材管理局(Directorate of Talent Management)が所管する、研究者モビリティ・プログラムに応募することが可能です。 ・インドネシア側の支給額の総額は、1 件・各年度あたり 1,000,000,000 インドネシアルピア以内です。 							

【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィリピン開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィリピン科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DOST Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
DOSTから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>【R7 採用分まで】 ・ フィリピン側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり1,250,000フィリピン・ペソ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で2,500,000フィリピン・ペソです。</p> <p>【R8 採用分から】 ・ フィリピン側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり2,500,000フィリピン・ペソ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で5,000,000フィリピン・ペソです。</p>							

【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				韓国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と韓国研究財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 240万円。		総額の上限額は 120万 円。		総額の上限額は 120万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		相手国目的地までの往復 航空運賃等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		—		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。	
NRF から日本側参加者等 に対する支給経費		—		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> 韓国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり 15,000,000 ウォン以内、かつ、総額は全実施期間で 30,000,000 ウォン以内です。また、セミナーは1件あたり 8,000,000 ウォン以内です。 韓国側の共同研究実施期間は、2年間です。 							

【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore: NUS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				シンガポール開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とシンガポール国立大学との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-NUS Joint Research Program/Joint Seminar						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円。	総額の上限額は250万 円。		総額の上限額は250万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		—		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等		
	相手国側参加者等		—	—		—		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—	日本開催の準備会及び整 理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
NUSから日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考		・シンガポール側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり38,000シンガポールドル以内、かつ、総額は全実施期間で76,000シンガポールドル以内です。また、セミナーは1件あたり38,000シンガポールドル以内です。						

【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				タイ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とタイ学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) JSPS-NRCT Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上3年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
NRCT から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-		-	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・タイ側の支給額は、1件・各年度あたり650,000バーツ以内です。このうち日本側参加者等のタイ滞在中の交通費・日当・宿泊料等は60,000バーツ以内です。 【R6 採用分まで】 ・タイ側の共同研究開始時期は、採用年の1月です。 【R7 採用分から】 ・タイ側の共同研究開始時期は、採用年の3月です。 							

【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye: TÜBİTAK)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				トルコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とトルコ科学技術研究機構との二国間交流事業(共同研究) JSPS-TÜBİTAK Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度5月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
TÜBİTAKから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		【R7 採用分まで】 ・トルコ側の支給額は、1件あたり全実施期間で2,000,000トルコリラ以内です。 【R8 採用分から】 ・トルコ側の支給額は、1件あたり全実施期間で3,000,000トルコリラ以内です。							

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー（Vietnam Academy of Science and Technology: VAST）

【R7 採用分まで】

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベトナム開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） JSPS-VAST Joint Research Program							
実施期間 （セミナーは本会合）		1年以上3年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—		
	留意事項	会議費（セミナー）		—		—		—	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はVASTが負担。		—		—			
VASTから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—			
備考									

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー（Vietnam Academy of Science and Technology: VAST）

【R8 採用分から】

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベトナム開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） JSPS-VAST Joint Research Program							
実施期間 （セミナーは本会合）		1年以上3年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費（セミナー）		—		—		—	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—			
VASTから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—		—	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム側の初年度開始時期は採用翌年の1月以降です。 ・ ベトナム側の支給額は、1件・各年度あたり100,000,000ベトナムドン以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で300,000,000ベトナムドン以内です。 							

【ブラジル】サンパウロ州研究財団 (São Paulo Research Foundation: FAPESP)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ブラジル開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とサンパウロ州研究財団との二国間交流事業(共同研究) JSPS-FAPESP Joint Research Program							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月 1日から翌年3 月31日までの 間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFAPESPが負担。		—		—			
FAPESPから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		・ブラジル側の支給額は、1件あたり全実施期間で35,000USドル以内です。							

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ニュージーランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究) Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		—		—	
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はRSNZ が負担。		—		—			
RSNZから日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		—	
備考		・ニュージーランド側の支給額は、1件・各年あたり30,000ニュージーランドドル以内で す(GSTを除く。)							

【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究	セミナー	
			オーストリア開催	日本開催
事業名称		日本学術振興会とオーストリア科学財団との二国間交流事業(共同研究) Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF		
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内	—	—
		初年度 開始時期	【R6 採用分まで】 採用年度4月1日 から翌年3月31日 までの間 【R7 採用分から】 採用年度5月1日 から翌年3月31日 までの間	開催 可能日
参加者の渡航受入条件		—	—	—
第三国からの参加者		—	—	—
振興会から支給する委託費	総額	各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。	—	—
	旅費内訳	日本側参加者等 外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等	—
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	—
		相手国側参加者等	—	—
	留意事項	会議費 (セミナー)	—	—
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWFが負担。	—	—
FWFから日本側参加者等に対する支給経費		—	—	—
備考		・ オーストリア側の支給額は研究課題毎に異なります。 ・ オーストリア側のみ、最長3年間の実施期間が認められる可能性があります。ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限りです。 ・ オーストリア側の共同研究に関する詳細 【参照】 https://www.fwf.ac.at/en/funding/portfolio/international-collaborations/japan		

【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS:F.R.S.-FNRS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベルギー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.S.-FNRS							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		-		-	
F.R.S.-FNRS から日本側 参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		・ベルギー側の支給額は、1件・各年度あたり7,500ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で15,000ユーロ以内です。							

【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation - Flanders: FWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベルギー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Flanders Research Cooperative Program between JSPS and FWO							
実施期間 (セミナーは本会合)		【R7 採用分まで】 1年以上2年以内		-		-			
		【R8 採用分から】 2年間		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		【R7 採用分まで】 各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。 【R8 採用分から】 各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWOが負担。		-		-	
FWOから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>・ベルギー側の支給額は、日当66ユーロ(1月あたり最大1,650ユーロ)及び交通費となります。FWOが指定する旅行代理店を通じて手配することなどが必要となりますので、詳細はベルギー側代表者からFWOに確認してください。</p> <p>【参照】https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-reisagentschappen_20190829.pdf</p>							

【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				チェコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とチェコ科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Czech Republic Research Cooperative Program between JSPS and CAS							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
CAS から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ チェコ側の共同研究期間は採用年の 1 月 1 日～採用翌年の 12 月 31 日です。 ・ チェコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 800,000 チェコ・コルナ以内です。 							

【フィンランド】フィンランド研究評議会(Research Council of Finland:RCF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィンランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィンランド研究評議会との二国間交流事業(共同研究) Japan-Finland Research Cooperative Program between JSPS and RCF							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
RCFから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		・フィンランド側の支給額は、1件あたり全実施期間(2年)で30,000ユーロ以内です。							

【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale :Inserm)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー			
				フランス開催		日本開催	
事業名称		日本学術振興会とフランス国立保健医学研究所との二国間交流事業(セミナー) Japan-France Research Cooperative Program between JSPS and Inserm					
実施期間 (セミナーは本会合)		—	—	—	—	2~3日	採用年度 4月 1日から同年 12 月 31 日までの 間
参加者の渡航受入条件		—	—	—	—	—	日本側、フランス側参加者 (代表者を含む)が各 10 名 まで。
第三国からの参加者		—	—	—	—	—	若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。
振興会から支給する委託費	総額		—	—	—	—	総額の上限額は 250 万 円。
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—	—	—	—
			国内旅費	—	—	—	交通費、日当、宿泊料等
	相手国側参加者等		—	—	—	—	—
	留意事項	会議費 (セミナー)		—	—	—	—
海外旅行傷害保険		—	—	—	—	— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は Inserm が負担。	
Inserm から日本側参加者等 に対する支給経費		—	—	—	—	—	—
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス側では令和 8(2026)年 1 月 1 日より支援が開始されます。 ・ フランス側の支給額は、1 件あたり 12,000 ユーロ以内です。 					

【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education and Research: MEAE-MESR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フランス開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフランスヨーロッパ・外務省-高等教育・研究省との 二国間交流事業(SAKURA プログラム) Japan-France Integrated Action Program (SAKURA)							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度100万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 100万円、2年間以内の場 合は200万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		-		-	
MEAE-MESR から日本側参加者 等 に対する支給経費		-		-		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス側の支給額は、1件・各年度あたり6,000ユーロ以内です。 ・ フランス側代表者から“Guideline for Good Practice”等の文書に署名を求める場合がありますが、MEAE-MESR 及び振興会が求めているものではありません。日本側代表者は、署名の前にフランス側代表者並びに日本側参加者及び所属機関とよく協議を行ってください。 ・ フランス側の共同研究期間は、採用年の3月～採用翌年の12月31日です。 							

【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ学術交流会との二国間交流事業(共同研究) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DAAD							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
DAADから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<p>・ドイツ側の共同研究期間は、採用年の1月1日から同年12月31日まで、もしくは採用翌年の12月31日までです。</p> <p>【R6 採用分まで】</p> <p>・ドイツ側の支給額の総額は全実施期間が1年間の場合は15,000ユーロ、2年間の場合は30,000ユーロ以内です。</p> <p>【R7 採用分から】</p> <p>・ドイツ側の支給額の総額は全実施期間が1年間の場合は18,000ユーロ、2年間の場合は36,000ユーロ以内です。</p>							

【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation:DFG)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ研究振興協会との二国間交流事業(セミナー) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DFG							
実施期間 (セミナーは本会合)		—		1 週間以内		1 週間以内			
		初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—		相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		—	
			国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険		—		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
DFG から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		・ DFG が開催経費を負担するセミナーの参加者は、原則として博士号取得者とし ます。							

【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー（Hungarian Academy of Sciences: MTA）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー				
				ハンガリー開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とハンガリー科学アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） Japan-Hungary Research Cooperative Program between JSPS and MTA						
実施期間 （セミナーは本会合）		2年間		—		—		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		—		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	旅費内訳 相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費 ※滞在費単価： 14,000 円/ 日（24 日以内）、336,000 円 /月（25 日～1ヶ月） 1ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円に 14,000 円×日数を加算する。		—		—	
	留意事項 会議費 （セミナー）		—		—		—	
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は MTA が 負担。		—		—	
MTA から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		—		—		
備考		・ 相手国での日当・宿泊料（＝滞在費）はハンガリー側の各受入機関の規程額となります。						

【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy: CNR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				イタリア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とイタリア学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) Japan-Italy Research Cooperative Program between JSPS and CNR							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日から同年 12月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 240万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		—		—		—	
CNR から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ イタリア側の共同研究期間は採用年の 1 月～採用翌年の 12 月です。 ・ イタリア側の支給額は、1 件・各年度あたり 8,000 ユーロ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 16,000 ユーロ以内。 							

【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				リトアニア開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とリトアニア研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Lithuania Research Cooperative Program between JSPS and RCL						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。	総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等		
	相手国側参加者等		-		-		-	
	留意事項	会議費(セミナー)		-		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)
海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRCLが負担。	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRCLが負担。	
RCLから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-		
備考		・リトアニア側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で100,000ユーロ以内。また、セミナーは1件あたり20,000ユーロ以内です。						

【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAS)

【R7 採用分まで】

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				ポーランド開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAS						
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		各年度の日本側参加者等 派遣、相手国側参加者等受 入の総滞在日数は原則各 50人・日以内。		日本側参加者等の相手 国滞在期間の総計は原則 50人・日以内。		相手国側参加者等の日本 滞在期間の総計は原則 50 人・日以内。		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 500万円。		総額の上限額は 250万 円。		総額の上限額は 250万 円。	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		相手国目的地までの往復 航空運賃等		-	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等		交通費、日当、宿泊料等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費等 ※滞在費単価: 14,000円/ 日(24日以内)、336,000円 /月(25日~1ヶ月) 1ヶ月を超える計算につい ては、336,000円に 14,000 円×日数を加算する。		-		日本滞在中の交通費、滞在 費等 ※滞在費単価: 14,000円/日(24日以内)	
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)
海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険		-		相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険		
PAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、保険料等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、保険料等		-		
備考		・ポーランド側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり 13,500 ポーランドズロチ以 内、かつ、総額は全実施期間で 27,000 ポーランドズロチ以内です。また、セミナーは 1 件あたり 13,500 ポーランドズロチ以内です。 ・対応機関略称が「PAN」から「PAS」へ変更となりました。						

【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAS)

【R8 採用分から】

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ポーランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAS							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復航空運賃等、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料等		—		
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
PAS から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		・ポーランド側の支給額は、1 件あたり 60,000 ポーランドズロチ以内です。 ・PAS はポーランド側に以下の支給を行います。 ポーランドと日本間の航空運賃、日当、宿泊料、ポーランド国内交通費							

【スロベニア】高等教育科学イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science and Innovation: MESI)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				スロベニア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とスロベニア高等教育科学イノベーション省との二国間交流事業(共同研究) Japan-Slovenia Research Cooperative Program between JSPS and MESI							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1日 から翌年3月31日 までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
MESIから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> スロベニア側の実施期間は採用年度4月1日～翌年度3月31日です。 スロベニア側の支給額は、全実施期間が1年間の場合は6,000ユーロ以内、2年間以内の場合は12,000ユーロ以内です。 							

【スペイン】スペイン科学研究高等会議 (Spanish National Research Council:CSIC)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				スペイン開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とスペイン科学研究高等会議との二国間交流事業(共同研究) Japan-Spain Research Cooperative Program between JSPS and CSIC							
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4 月1日から翌 年3月31日 までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
CSIC から日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・スペイン側の支給額は個々のプロジェクトによって異なります。 ・スペイン側の支給額は、1件・各年度あたり16,700ユーロ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で33,400ユーロ以内です。 							

【英国】王立協会 (The Royal Society)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				英国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業(共同研究) Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society							
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復航空運賃、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		—		—	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
The Royal Society から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—			
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国側の共同研究期間は 2 年間で、採用年の 3 月 31 日までに開始されることとなります。 ・ 英国側の支給額は、1 件あたり全実施期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内です。 							

【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー（OP）

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

		共同研究		セミナー				
				相手国開催		日本開催		
事業名称		オープンパートナーシップ共同研究／セミナー JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Seminars						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 200万円、2年間以内の場 合は400万円。	総額の上限額は200万 円。		総額の上限額は200万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		—		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等		
	相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—	日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
相手国から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考								